

平成28年4月より

日本脳炎ワクチンが北海道で定期接種になりました。

(無料)

北海道では「日本脳炎を接種する必要のない地域」となっていたましたが、平成28年4月より「必要な地域」となりました。当面の間は経過措置をして20歳未満の方が助成の対象になります。

日本脳炎とは…

日本脳炎とはヒトからヒトへの感染はなく、増幅動物（ブタなど）の体内でいったん増えた血液中に出たウイルスを蚊（コガタアカイエカ）が吸血し、その上でヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する場合がほとんどですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれています。

発生状況は地域によって大きく異なり、過去10年間（平成14年から平成23年）に57人の発生がありました。そのうち大部分は、九州・沖縄地方及び中国・四国地方で発生しており、北海道・東北・関東地方における報告は非常にまれです。

副作用について

まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、急性血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄症（ADEM）、脳症等があります。その他、一定の頻度で見られるとして報告されている副反応については次のとおりです。

- ・全身症状：発熱、発疹（一過性で数日中に消失）
- ・局所症状：発赤、腫脹、硬結等

実施場所

○摩周厚生病院（☎482-2241）○布施医院（☎482-2667）

○弟子屈クリニック（☎482-2220）○美里クリニック（☎482-8888）

○川湯の森病院（☎483-3121）

*希望する医療機関に事前に予約をしてください。（ワクチンを取り寄せるために時間がかかる場合がありますので、1週間前くらいには予約しましょう。接種後、経過を見る時間があるため時間のゆとりがある日の早い時間帯に行くようにしましょう。）

持参するもの

- 母子手帳 ○予診票（事前に記入してください。）
- 各医療機関の診察券や健康保険証 ○接種料金は無料です。

ほかの予防接種との接種間隔

日本脳炎ワクチンは不活化ワクチンです、ほかの予防接種は6日以上間をあけてから接種してください。

その他

・本人の住民票が弟子屈町にあるが、実際に他市町村在住の場合

償還払い（接種時に自己負担を頂き必要な手続きを行った場合に払い戻しをする）ことも可能ですので、ご希望される方は接種前に事前のご連絡をお願い致します。※接種する病院との連絡調整に要する時間が必要です。

手続きに必要なもの 予防接種の領収書、印鑑、通帳（振込先を確認するため）

・13歳以上20歳未満のお子さんで、接種当日に保護者の同伴が難しい場合

接種当日は、原則保護者同伴ですが、難しい場合には同意書に保護者の署名を頂ければお子さんのみでの予防接種も可能です。その際は、緊急連絡先の記載及び必ず連絡がつくように連絡調整をさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

対象・回数

《 平成 21 年 10 月 2 日以降に生まれた方（定期接種） 》

接種開始年齢	回数	接種スケジュール
3歳 ※標準開始時期	4回	<p>1回目 (3歳) → 2回目 (3歳) → 3回目 (4歳) → 4回目 (9歳より)</p> <p>6日以上 標準的には6~28日</p> <p>6ヶ月以上 標準的には概ね1年</p> <p>I期 II期</p>

対象者 I期：生後6～90か月（7歳半）に至るまでの間にある者（標準的な接種期間は3～4歳）
 II期：9歳以上13歳未満の者（標準的な接種期間は9歳）
 ②生後90か月（7歳半）までに3回接種できなかった方が、9歳以降に残りの回数を接種することはできません。（任意接種※自己負担で接種することは可能です）

《平成19年4月2日～平成21年10月1日生（特例措置） 》

生後90か月（7歳半）までにI期接種（3回）完了できなかった場合には、9歳に達してから残りを接種します。

①過去に1回も接種していない場合

接種開始年齢	回数	接種スケジュール
9歳以上 13歳未満	4回	<p>1回目 (I期初回) → 2回目 (I期初回) → 3回目 (I期追加) → 4回目 (II期)</p> <p>6日以上 標準的には6~28日</p> <p>6ヶ月以上 標準的には概ね1年</p> <p>6ヶ月以上 標準的には概ね5年</p>
7歳半までに 1回接種できる 場合	4回	<p>1回目 (I期初回) → 2回目 (I期初回) → 3回目 (I期追加) → 4回目 (II期)</p> <p>生後 90ヶ月 9歳</p> <p>6ヶ月以上</p> <p>6日以上</p>
7歳半までに 2回接種できる 場合	4回	<p>1回目 (I期初回) → 2回目 (I期初回) → 3回目 (I期追加) → 4回目 (II期)</p> <p>6日以上</p> <p>生後 90ヶ月 9歳</p> <p>6日以上</p>

②過去に接種したことのある場合

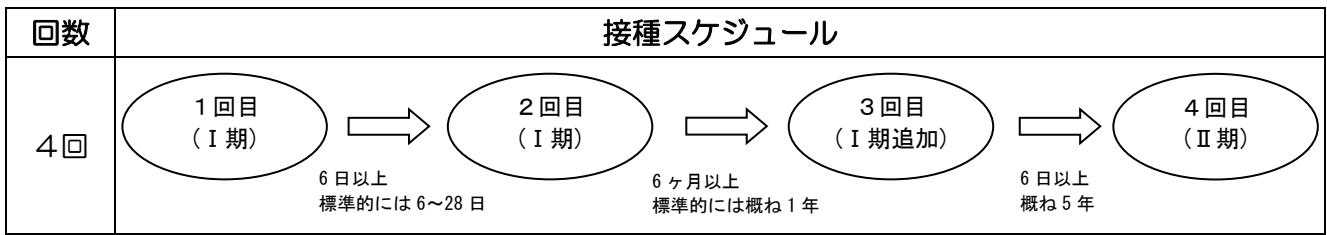
- 平成 22 年 4 月 1 日以降接種歴のある方
→残りの回数を①のスケジュールに従って接種
- 平成 22 年 3 月 31 日までに接種歴のある方
→残りの回数を①のスケジュールに準じて接種する。
※2回目と3回目の間隔は6日以上でよい。

対象者 I期：生後6～90か月に至るまでの間または9歳以上13歳未満にある者
 II期：9歳以上13歳未満の者（標準的な接種期間は9歳）

《 平成8年4月2日～平成19年4月1日生まれ（特例措置） 》

20歳に達するまでに4回の接種が可能です。

①過去に1回も接種していない場合



②過去に接種歴のある場合

1. 平成23年5月20日までに接種歴のある方
→残りの回数を①のスケジュールに従って接種
 2. 平成23年5月19日にまでに接種歴のある方
→残りの回数を①のスケジュールに準じて接種する。
- ※2回目と3回目の間隔は6日以上でよい。

お問い合わせ先

弟子屈町役場健康こども課健康推進係

(015) 482-2935